

板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱

(平成 2 年 3 月 30 日 区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保するために鉄道駅を整備する鉄道事業者に対し、区がその費用の一部を補助することにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、もって行動しやすい「まちづくり」を促進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）

第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金の交付対象は、高齢者、障がい者等の利用に供するため、既存の鉄道駅に車いす対応エレベーター（単独での車いすの乗り降りが可能なもの）を整備する工事とする。ただし、車いす対応エレベーターの設置が困難な場合であって、区長が必要と認める場合は、車いす乗用ステップ付きエスカレーター（電動車いすでの利用も可能なもの）の整備も対象とする。

2 前項のエレベーター又はエスカレーターは、当該駅の入口から改札口を經由し、プラットフォームまで連続した移動に必要な通路（一般に広く人の通行の用に供せられているものをいう。）の一部を構成するものでなければならない。ただし、当該駅に複数の入口、通路又はプラットフォームが存在するときは、その全ての整備工事を同時期に行う必要が生じるものではない。

3 第 1 項の整備工事に併せて行う設備のバリアフリー化（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導用ブロックの整備、障がい者対応便所の設置等）に係る工事のうち区長が特に必要と認めるものは補助対象とする。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の額は、整備工事に要する経費の 3 分の 1（1, 0 0 0 円未満については切り捨てるものとする。）とし、補助限度額は区長が予算の範囲以内において定める。

2 補助は、同一年度内において同一駅につき 1 回を限度とする。

3 「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」を用いるときの補助金の額は区長が別に定める。

(事前協議)

第5条 補助を受けようとする鉄道事業者は、原則として事業予定の前年度の5月末日までに別記第1号様式のエレベーター等整備事業事前協議書に次に掲げる書類を添えて区長と協議しなければならない。

- (1) 事業計画に係る図面
- (2) 事業費概算見積書（補助対象区分）

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第2号様式のエレベーター等整備補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 工事費見積書の写し
- (2) 工事関係図面一式
- (3) エレベーター等仕様書
- (4) その他申請に必要な書類

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の適否を決定し、別記第3号様式のエレベーター等整備補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定後に事業内容を変更しようとするときは、事前に別記第4号様式のエレベーター等整備補助金申請内容変更届により区長に報告し、承認を受けるものとする。

- 2 区長は、前項の届出により補助金交付決定額に変更が生じたときは、別記第5号様式のエレベーター等整備補助金交付決定変更通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の完了届)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式のエレベーター等整備完了届に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 検査済証又はこれに類する書類の写し
- (2) 工事費清算書
- (3) 工事完成写真
- (4) その他事業の完了を証するために必要な書類

(補助事業完了検査及び補助金額の確定)

第10条 区長は、前条に規定する届出を受けたときは、速やかに完了検査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、別記第7号様式のエレベーター等整備完了検査済及び補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、別記第8号様式のエレベーター等整備補助金交付請求書を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(報告及び調査)

第12条 区長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該整備工事の状況等について、報告を求め調査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難なときには、速やかにその理由を区長に書面で報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年東京都板橋区規則第3号)の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成5年3月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成7年7月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前にした廃止前の板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備助成運営要領の規定による助成金交付申請は、改正後の板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

エレベーター等整備事業事前協議書

年 月 日

（あて先）板橋区長

住所（所在地）

氏名（代表者名）

板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱第 5 条の規定に基づき、次により事前協議を申請します。

- 1 整備駅名
- 2 整備施設名及び仕様
- 3 工事実施期間
- 4 事業に要する費用の総額

（添付資料）

（ 1 ） 事業計画に係る図面

（ 2 ） 事業費概算見積書（補助対象区分）

第 2 号様式（第 6 条関係）

エレベーター等整備補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）板橋区長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱第 6 条の規定に基づき、次により補助金の交付を申請します。

- 1 整備駅名
- 2 整備施設名及び仕様
- 3 工事実施期間
- 4 補助対象事業費
- 5 補助金申請額

（添付資料）

- （1）工事費見積書の写し
- （2）工事関係図面一式
- （3）エレベーター等仕様書
- （4）その他申請に必要な書類

第3号様式（第7条関係）

エレベーター等整備補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付をもって申請がありました板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱第4条の規定に基づく補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分 交付します 交付しません

2 理 由

3 交付決定金額 円

4 交付条件

- （1）要綱に基づき、申請書の内容に従って工事を行うこと。
- （2）完了検査に合格すること。
- （3）その他特記事項

第4号様式（第8条関係）

エレベーター等整備補助金申請内容変更届

第 号
年 月 日

（あて先）板橋区長

申請者住所（所在地）
申請者氏名（代表者名）

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあったエレベーター等整備補助金の申請内容に、下記のとおり変更が生じたので、福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱第8条第1項により報告します。

記

変更内容及び理由

エレベーター等整備補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付エレベーター等整備補助金交付申請については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 補助金額	金	円
(変更前補助金額)	(金	円)

2 交付条件

- (1) 要綱に基づき、申請書の内容に従って工事を行うこと。
- (2) 完了検査に合格すること。
- (3) その他特記事項

第6号様式（第9条関係）

エレベーター等整備完了届

年 月 日

（あて先）板橋区長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

板橋区福祉のまちづくり整備指針に基づく施設整備補助要綱第9条の規定に基づき、次によりエレベーター等の整備が完了したので届け出ます。

1 整備駅名

2 整備完了年月日

年 月 日

（添付書類）

- （1）検査済証又はこれに類する書類の写し
- （2）工事費清算書
- （3）工事完成写真
- （4）その他事業の完了を証するために必要な書類

第7号様式（第10条関係）

エレベーター等整備完了検査済及び補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日をもって届け出のありました 駅エレベーター等
整備工事について、完了検査の結果合格と認め、次により補助金額を確定しますの
で、 年 月 日までに請求書を提出してください。

記

確定交付金額 円

交付決定金額 円

第8号様式（第11条関係）

エレベーター等整備補助金交付請求書

請求金額 円

年 月 日付 第 号をもって通知のありました 駅
エレベーター等整備工事補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者氏名）